

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和3年5月7日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

第1 請求の受理

1 請求の提出日

令和3年3月11日

2 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年4月7日付で受理した。

第2 請求の趣旨及び請求の理由

請求の趣旨及び請求の理由は以下のとおりである。以下には請求人作成の魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から原文のまま引用する。

1. 請求の趣旨

魚沼市長内田幹夫に対し、令和2年魚地第194号（令和3年1月7日起案、令和3年1月8日決^マ済）のうおぬま未来人材育成事業、頑張る魚沼市出身学生応援事業の実施について（伺い）を決^マ済した関係職員及び会計管理者を減給処分とし、違法に支出した経費を市に返還させることを求める。

1. この事業は議会議決を経ない違法無償譲渡であるから、直ちに中止し、令和3年第1回定例会に補正予算として提案するよう促した。

その結果、令和3年2月24日提案即決の令和2年度魚沼市一般会計補正予算（第7号）において、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、014うおぬま未来人材育成事業として、1,248千円の補正予算を提案し可決された。

しかしながら提案議決前の令和3年1月20日付（支出命令書）で、印刷製本費として129,800円、令和3年2月5日付（支出命令書）で、市報折込料として16,000円が支出された。

当該事業の支払い済みの経費合計145,800円は、新規事業にもかかわらず、勝手に他事業から流用したもので、議会議決を経ていない違法な経費の支出であるから、市長は条例を改正し、本人の給与を減額すること。

さらに決済に関わった職員、まちづくり係長星野巧、地域創生課長米山真理、総務政策部長森山徳裕及び会計管理者吉田淳らを減給処分とする措置を講ずること。

その額は印刷したチラシの印刷製本費129,800円と市報折込料16,000円の合計145,800円として、その総額を市に返還しると勧告することを求める。

2. 請求の理由

1. 令和2年魚地第194号（起案令和3年1月7日、決済令和3年1月8日付）で市長決済として、2-1-6-014うおぬま未来人材育成事業（予算額60万円）内の新規事業にもかかわらず、2-1-6-002地域交流促進事業の12節業務委託料から100万円流用するとして、この事業が決済された。
2. すでに、印刷製本費として、129,800円を支出してチラシを作成し、1月25日発行の市報お知らせ版のチラシ折込で周知された。
3. この事業は、議会の議決を経ない違法な無償譲渡になるから、すぐに止めなさいと就任直後の副市長に進言したためなのか事業は停止したようだ。

その後、2月24日の本会議に補正予算（第7号）において、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、うおぬま未来人材育成事業として、1,280千円の補正予算が上程され、即日可決された。

4. この事業の補正予算の内容は、10節消耗品費867千円、10節印刷製本費132千円、11節通信運搬費233千円、12節各種業務委

託料 16 千円である。

5. この止めた事業は議会議決を経ない違法な無償譲渡にあたるが、申し込みの受付をしたものの、消耗品の購入及び発送をしなかったため、無償譲渡を実施したわけではないので、それについては補正予算で議決すれば問題はないが、前述したとおり、すでに印刷製本費と市報折込料として合計 145,800 円を支出したことは、違法な予算の流用であり、議会議決のない印刷製本費や市報折込料に支出したことは、許されないのは明白である。

第3 監査の実施

1 監査対象部局

魚沼市総務政策部地域創生課

魚沼市総務政策部財務課

2 監査の方法

関係職員に資料の提出を求め、令和3年4月14日に事情を聴取した。

(関係職員) 魚沼市総務政策部地域創生課長、同課まちづくり係長、魚沼市総務政策部財務課長

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年4月14日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたが、請求人より令和3年4月12日付で陳述取下げの申し出があり陳述は行わず、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象事項の決定

令和3年1月20日付(支出命令書)で、印刷製本費として129,800円、令和3年2月5日付(支出命令書)で、市報折込料として16,000円の支出について、次の事項を監査対象とした。

1. 議会議決を経ない、同一目内他事業からの予算流用が違法であるか否か。
2. 令和3年1月20日付(支出命令書)で、印刷製本費として129,800円、令和3年2月5日付(支出命令書)で、市報折込料として16,000円の支出により魚沼市に損害が生じたか否か。

5 監査対象部局の見解

1. 地域創生課

予算流用については、地方自治法、魚沼市財務規則、毎年度当初に

総務政策部から通知される予算執行の取扱いに基づき予算を執行している。歳出予算の流用手続きについては、必要最小限の経費が決定した時点において、財務規則及び予算執行の取扱いに則り、同一目内の移住定住促進事業から、うおぬま未来人材育成事業へ印刷製本費として132,000円、各種業務委託料として16,000円の流用（以下、「本件予算流用」という。）を行ったもので、適法な予算流用である。作成し配布した申請書により継続して申請を受け付けていた。

2. 財務課

予算の流用については、以下に基づき執行している。

(1) 予算の流用について

流用は一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増額に充当することをいう。

流用は、予算の補正を行わないで、予算執行上の処理として行うものである。歳出予算の経費の金額は、各款の間において相互にこれを流用することができない。各項の経費の金額についても、原則として流用は禁止されているが、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、その流用が認められている。したがって、各款の経費の金額について増減するには、予算の補正によって措置するほかはない。

なお、目、節の流用については、目、節そのものがいわゆる執行科目であり、地方公共団体の長が予算を執行するために設けられる科目であるから、別段議会の議決を要しない。

(2) 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。

以下「令」という。）について

予算の流用について、次のとおり規定している。

地方自治法

（予算の内容）

第二百十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- 一 歳入歳出予算
- 二 継続費
- 三 繰越明許費
- 四 債務負担行為

五 地方債

六 一時借入金

七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

(予算の執行及び事故繰越し)

第二百二十条 (略)

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3 (略)

地方自治法施行令

(予算が成立したとき等の通知)

第百五十一条 普通地方公共団体の長は、予算が成立したとき、歳出予算を配当したとき、予備費を充当したとき、又は法第二百二十条第二項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用したときは、直ちにこれを会計管理者に通知しなければならない。

(3) 規則への委任について

地方公共団体の財務については、地方公共団体の規模、機能等に差があることなどから、画一的な規制を行うことが必ずしも適当でないため、地方自治法等では必要最小限の基本的事項と標準的規定のみにとどめ、その他は法令に反しない限度において、各地方公共団体の実情に即した制度を規則で定めるものとされている。

地方自治法施行令

(普通地方公共団体の規則への委任)

第百七十三条の三 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

魚沼市財務規則

財務規則において、予算流用について次のとおり定めている。

(歳出予算の流用禁止)

第20条 歳出予算の目節の経費の金額の流用は、次に掲げる場合には、これを禁止する。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 実質的に予算本来の目的に反するような場合
- (2) 予備費を使用した目節の金額を他の目節の金額に流用する場合
- (3) 歳出予算の流用増をした目節の金額を他の目節の金額に流用する場合
- (4) 繰越した継続費及び繰越予算の目以上の金額を流用する場合
- (5) 歳出予算の費目の金額、繰越した継続費の費目の金額及び繰越予算の費目の金額を相互に流用する場合

(歳出予算の流用の制限)

第21条 次に掲げる節の金額は、これに他の節の金額を流用し、又はその節の金額を他の節の金額に流用してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費及び災害補償費
- (2) 旅費
- (3) 交際費
- (4) 委託料
- (5) 工事請負費
- (6) 負担金、補助及び交付金
- (7) 市債に係る償還金、利子及び割引料

(歳出予算の流用手続)

第22条 課長は、歳出予算の節の金額を流用しようとするときは、予算流用書を作成し、財務課長に提出しなければならない。

2 財務課長は、前項の予算流用書の提出があったときは、その内容を審査の上、流用の適否を決定し、課長及び会計管理者に流用増減金額を速やかに通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、歳出予算の配当とみなす。

(4) 予算執行の取扱いについて

地方自治法、地方自治法施行令、魚沼市財務規則の他、毎年度の4月1日に、「予算執行の取扱いについて（総務政策部長通知）」を職員向けに通知し、予算の流用について具体的に説明している。主な内容は次のとおりである。

- ・ 流用金額は千円単位とする。
- ・ 流用できる費目の範囲は、同一事業内又は同一目内の事業間に限る。（運用。地方自治法では、同一項内の流用を禁止していない。）
- ・ 流用できる節の範囲は、流用元及び流用先とも、賃金、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、扶助費等に限る。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- ・ 同一事業内で予算を組み替えて執行する必要がある場合は、流用制限に該当する節でも流用できるものとするが、50万円以上の組替えを行う場合は、原則として補正予算で対応する。この場合は、軽微な理由を除き、あらかじめ起案による決裁が必要。
- ・ 同一目内の同一節（事業間）の流用は、流用制限に該当する節であっても流用できるものとするが、50万円以上の組替えを行う場合は、原則として補正予算で対応する。
- ・ 当初予算では見込めなかったやむを得ない事由により、流用では対応できない予算の追加等が生じた場合は、補正予算により対応すること。ただし、補正予算まで待てないときや緊急案件は、予備費の充用により対応する。

以上のとおり、本件予算流用については、地方自治法、地方自治法施行令、魚沼市財務規則の他、毎年度の4月1日に通知する「予算執行の取扱いについて（総務政策部長通知）」に則った事務手続きであり、適法な予算流用である。

6 監査結果

事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類及び関係職員の事情聴取の結果、次のような事実を認めた。

1 事業実施について時系列に示すと以下のとおりである。

(1) 令和3年1月5日

うおぬま未来人材育成事業 頑張る魚沼市出身学生応援事業の実施

について（伺い）が起案される。

1 事業名 頑張る魚沼市出身学生応援事業

2 事業目的 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、魚沼市出身の学生でアルバイト収入の減少や友人との交流機会の減少など、日常生活や学生生活に不安を抱きながらも県外で頑張っている学生を応援するため魚沼市の特産品を送って頑張ってもらおう目的とする新規事業

3 対象者 次の（１）から（４）すべてを満たす人

（１）平成８年４月２日から平成１４年４月１日までに生まれた人

（２）両親等の保護者が魚沼市に住所を有している人

（３）学生等で、新潟県外に居住していること（住民登録は問わない）

（４）来年度（令和３年度）も学生であること ※今年度、卒業する人は対象外

4 募集期間等

市報１月２５日号にチラシ・申請書折込

申請期間は令和３年３月１日まで

特産品発送は３月中旬から下旬を予定

5 事業科目 02総務費-01総務管理費-06企画費-14うおぬま未来人材育成事業

（２）令和３年１月５日

募集用チラシ印刷製本費流用伺い 132,000円

2-1-6-011移住定住促進事業より2-1-6-014うおぬま未来人材育成事業へ

（３）令和３年１月５日

募集用チラシ印刷製本業務（伺い）

（４）令和３年１月８日

募集用チラシ印刷製本業務 見積入札実施

（５）令和３年１月２２日

市報折込業務委託料流用伺い 16,000円

2-1-6-011移住定住促進事業より2-1-6-014うおぬま未来人材育成事業へ

(6) 令和3年1月25日頃

市報1月25日号に折込み、チラシ及び申請書が市内各戸に配布される。

申請期間 令和3年1月25日から令和3年3月1日

(7) 令和3年2月24日

令和2年度魚沼市一般会計補正予算(第7号)

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、014うおぬま未来人材育成事業として、1,248,000円の補正予算を提案し可決される。

(8) 令和3年2月25日

うおぬま未来人材育成事業 魚沼市出身学生応援事業の内容変更及び周知について(伺い)が起案される。

1 事業名 頑張る魚沼市出身学生応援事業

2 目的 申込期限の延長、対象者の制限を無くすなど変更し、事業を拡大し、市ホームページ掲載や市報折込チラシを再度作成して周知を図る。

3 変更点

【変更前】

対象者：①平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

対象者：②来年度(令和3年度)も学生であること

※今年度卒業者は対象外

申込期限③令和3年3月1日まで

【変更後】

対象者：①年齢制限なし

対象者：②今年度(令和2年度)学生であること

申込期限：③令和3年3月20日まで

4 追加募集方法及び募集期限等

市報3月10日号にチラシ・申請書折込

申請期間は令和3年3月20日まで

特産品発送は3月中旬から下旬を予定

5 事業科目

02総務費-01総務管理費-06企画費-014うおぬま未来人

材育成事業

補正予算計上 10-04チラシ印刷代 132,000円、1
2-05市報折込委託料 16,000円

(9) 令和3年2月25日

魚沼市ホームページにおいて、魚沼市出身学生応援事業の内容変更等が市民に周知される。

(10) 令和3年2月26日

魚沼市出身学生応援事業チラシ印刷業務発注

(11) 令和3年3月1日現在 申請件数 168件受付

申請受付は受付開始の1月25日から継続して行っていた。

(12) 令和3年3月10日頃

市報3月10日号に折込み、対象者等の拡大を図ったチラシ及び申請書が市内各戸に配布される。

申請期間 令和3年1月25日から令和3年3月20日

(13) 令和3年3月20日申請期限 申請合計件数 241件受付
2 予算の流用について

本件予算流用については、法、令、魚沼市財務規則及び「予算執行の取扱いについて（総務政策部長通知）」に則り予算流用が行われている。

第4 監査委員の判断

以上のように事実関係の確認及び関係職員の事情聴取を行った結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件予算流用が法第220条第2項又は令第173条の3の規定に基づく魚沼市財務規則の規定に違反した予算の流用であるか否か

普通地方公共団体の歳入歳出予算は、議会の議決対象であるが（法211条第1項）、その歳入歳出予算は、歳出にあつては、款項に区分しなければならないとされ（法第216条）、各款の間においては流用できず、各項の間においても原則として流用が認められていない（法220条第2項）。一方、普通地方公共団体の長は、歳出予算の各項を目節に区分して、執行することとされている（法第220条第1項、令第150条第1項第3号）。

以上のことから、議会の議決の対象となる歳出予算は款項であり、目節

内の流用は、予算の執行科目として財務規則で定める手続きによることとされており、議会の議決の対象とならないことは、明らかである。

そこで、本件の予算流用については、第3監査の実施 6 監査結果 事実関係の確認 1. (2)「2-1-6-0 1 1 移住定住促進事業より 2-1-6-0 1 4 うおぬま未来人材育成事業へ」及び(5)「2-1-6-0 1 1 移住定住促進事業より 2-1-6-0 1 4 うおぬま未来人材育成事業へ」において事実確認を行ったが、同一の款・項・目内における予算の流用であり、法上流用が禁止されていないことは明らかであり、議会議決の対象とならない目節の流用であることから、本件予算の流用に際して、議会の議決や法第179条第1項の規定による専決処分を行う必要がないものである。

議決科目である款項とは違い、執行科目といわれる目節には法上別段流用を制限した規定は置かれず、財務に関する事項は、普通地方公共団体の規則に規定し(令第173条の3)、適正に期すべきものと考えられている。

もとより、流用とは、一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増減に充当する行為であり、予算の補正を行わないで、予算執行上の処理として行うものである。すなわち、目的別に計上された費用の経費を予定外の経費として使用する関係上、みだりに行うことは適切ではなく、真にやむを得ないものに限り必要最小限に行うべきであると考えられる。このことは、平成16年12月21日東京高等裁判所控訴審判決において、法上、目節の間において予算を流用することは禁止されていないが、その流用も無制限に許されると解するべきではなく、議会が当該事業の実施を否定して予算から削除した事業の費途に充てることを目的として、予算流用の方法を用いてする予算執行は、議会に与えられた予算議決権を一部空洞化させ、議会による予算統制を定めた法の趣旨に反するものであるから違法であると判断されている。

請求人は、議会議決を経ない、同一目内他事業からの予算流用が違法であると主張しているため、以下、本件予算流用が議会の予算統制や普通地方公共団体の予算執行手続を定めた法の趣旨に反するものであり、違法又は不当な行為であるか否かについて検討する。

本件予算流用の手続きは、第3監査の実施 6 監査結果 事実関係の確

認1.(2)、(5)及び2において、事実の確認を行ったが、魚沼市財務規則第22条に則り手続きが行われていたことが認められた。さらに、予算の流用に関しては、毎年度の4月1日に通知する「予算執行の取扱いについて(総務政策部長通知)」において、予算の流用の取扱いについて注意すべき事項が職員に通知され、本件予算流用についても、この通知に則り予算流用が行われていることが認められた。

このことにより、本件予算流用は、必要不可欠な最小限にとどめる確認がなされていたといえる。

以上のとおり、本件予算流用は法第220条第2項及び魚沼市財務規則第22条の規定には抵触せず、かつ、総務政策部長通知により内部統制の強化が図られており、違法又は不当な行為であるとは認められない。

本件予算流用により魚沼市に損害が生じたか否か

本件請求書については、魚沼市の損害について具体的に記載はなかったが、違法に流用され支出された経費が魚沼市の損害であるとの主張と解されるため、以下、本件支出により魚沼市に損害が生じたか否かについて検討する。

本件支出については、第3監査の実施 6 監査結果 事実関係の確認1.(1)及び(6)から(13)において事実確認を行ったが、市報1月25日号に折込み、チラシ及び申請書が市内各戸に配布され、1月25日から中止されることなく継続して申請が受け付けられており、3月1日現在で168件の申請を受け付けている。

また、市報3月10日号に折込んだチラシ及び申請書については、市民からの要望や議会からの指摘を受け、対象者の拡大を図り、追加の申請を受け付けるためのものであることを確認した。

以上のことから、本件支出については、市報1月25日号に折込みで配布されたチラシ及び申請書により、中止することなく申請を受け付けていることから、魚沼市に損害が生じたと認めることは困難である。

第5 監査の結果（結論）

上記のことから、本件住民監査請求において、対象となりうる事項について監査を行ったが、請求人の主張には理由がないものと認められるため、本件請求を棄却する。

第6 意見

本件予算流用については、違法又は不当な行為であるとは認められないが、市民等が見ても疑念を持たれることのないよう、今後とも、議会や市民から理解が得られる慎重な事務執行となることを求める。

また、当初予算に計上されていない新規事業については、補正予算で対応することを求める。